

# 福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

## ■乳幼児医療費助成制度

### (県の制度)

○対象となる人

①年齢要件

0歳～小学校就学前まで

②所得要件

税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下の世帯（父母の合算額）

## ■ちびっ子医療費助成制度

### (町の制度)

○対象となる人

①年齢要件

0歳～小学校6年生まで

②所得要件 なし

## ■ひとり親家庭医療費助成制度

### (県の制度)

○対象となる人

①世帯要件

ア 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭

の母または父および当該家庭の児童

イ 父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

②所得要件

市町村民税所得割非課税世帯

## ■受給者証有効期間

平成23年8月1日～平成24年7月31日まで

対象になると思われる方は、役場福祉課または最寄りの支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っておりますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

## ■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証

## ■問い合わせ

福祉課

☎0820(77)5505

## 日本脳炎の予防接種についてのご案内

予防接種法の一部改正により今まで日本脳炎の接種機会を逃した方を対象に特例措置として、4回（1期3回：2期1回）接種のうち未接種分を定期予防接種として接種することができるようになりました。

特例対象者で接種希望の方は、母子健康手帳で接種歴を確認し、かかりつけ医に相談し接種してください。

■特例対象者 平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの方

■接種期間 4歳以上20歳未満（20歳の誕生日の前々日まで）

### ■特例対象者の1期接種方法

1期のこれまでの接種回数	これから接種する回数	接種方法
0回	3回	6日から28日の間隔をあけて2回、初回接種（2回）終了後おおむね1年後に1回接種
1回	2回	6日以上の間隔をあけて2回接種
2回	1回	1回接種

### ■特例対象者の2期接種方法

2期のこれまでの接種回数	これから接種する回数	接種方法
0回	1回	9歳以上で1期（3回）を完了して6日以上の間隔をあけて1回接種

※接種を希望する方で予診票をお持ちでない方、ご不明な点は健康増進課にお問い合わせください。

■問い合わせ 健康増進課 健康づくり班 ☎0820(77)5504